

防犯カメラシステム運用管理業務委託
統合仕様書

令和 8 年 8 月

浪江町

【目 次】

第1編 基本方針	2
第2編 設備構築仕様書	6
第3編 監理仕様書	13
第4編 クラウド仕様書	18
第5編 保守仕様書	22
別紙1 設置箇所一覧	
別紙2 新設位置図	
別冊 防犯カメラ映像運用規定（案）	別冊

第1編 基本方針

1. (目的)

本仕様書は、浪江町が実施するクラウド型防犯カメラシステム（以下「防犯カメラシステム」とする。）の設備構築および運用に関し、防犯の推進、安心安全の確保、事故・事件等の検証に資するために必要な技術要件・設計方針・運用基準等を定めることを目的とする。

本仕様書は、令和8年度における防犯カメラ設備構築及び令和9年度からの本運用を対象とした「統合仕様書」として位置づける。

2. (履行期間)

①設備構築業務期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

②賃貸借期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日（48カ月間）
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

③撤去

期間満了による防犯カメラ機器等撤去に関しては、町、事業者協議の上、契約期間中に定めるものとする。

3. (運用開始日)

運用開始は令和9年4月1日とする。

4. (請負金額内訳書)

事業者は、契約後速やかに請負金額の内訳を明確に示した次の請負金額内訳書を提出すること。

①防犯カメラ設置費用

②賃貸借料

③保守管理費用

5. (支払条件)

令和8年度は、設備構築に係る費用のみを支払対象とする。

賃貸借費用については、令和9年4月から令和13年3月までの期間において、毎月支払うものとする。

6. (準拠指針)

本仕様書は、国が示す最新の技術的・法的指針に基づき作成するものとし、以下の文書・判例の趣旨を踏まえる。

総務省・経済産業省

『カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0 (令和4年3月)』

- 撮影目的の正当性
- 撮影の必要性
 - 撮影方法・手段の相当性
 - プライバシー保護
 - AI 利用に関する基本原則

最高裁判所 昭和44年12月24日判決（容ぼう判例）

- 「みだりに容ぼうを撮影されない人格的利益」の尊重
- 公共の安全確保を目的とした適正な運用の重要性

個人情報保護法および関連する法令・ガイドライン

浪江町の防犯体制、地域特性、「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業（以下『本事業』という。）」の目的および事業計画

7. (事業の基本的考え方)

本仕様書に基づく事業は、以下の基本原則に従って実施する。

安全性

町民の安全を第一に、夜間・逆光・災害時等においても必要な映像が適切に記録されるよう設計・構築する。

プライバシー保護

町民の人格的利益およびプライバシーを尊重し、過度な撮影、追跡や識別を目的とした AI 利用を行わず、防犯目的に必要な最小限の範囲で運用する。

透明性と説明責任

町民および関係機関に対し説明可能な形で運用し、利用目的、保存期間、アクセス権限、外部提供手続等を明確に定めるものとする。

技術適合性

クラウド録画・死活監視・ログ管理・暗号化等の最新の技術基準に適合するシステムを採用する。

長期安定性と費用対効果

共架柱の活用、機器の更新容易性、クラウド基盤の安定性を確保し、長期的な維持費を抑制しつつ、町としての運用負担を軽減する。

8. (事業範囲)

本仕様書が対象とする事業範囲は以下のとおりとする。

令和8年度：設備構築（設置環境調査・導入計画作成・共架（添架）申請・設置・設定・総合試験）

既存の録画サーバーを運用しながらクラウド環境へ移行するための準備を完了する。

令和9年度：クラウド本運用開始

令和9年4月1日 0時をもってクラウド録画・ログ管理・死活監視・警察照会への対応がクラウドシステムに統一される。

9. (AI 利用の基本概念)

システムの AI 機能は、別冊「防犯カメラ映像運用規程（案）」に定める運用基準に基づき運用する。なお、AI 機能は、町の承認がある場合の画質改善用途（鮮明化、ノイズ低減、逆光補正、霧除去／記録必須）に限定し、顔識別、自動追跡、属性推定、行動解析その他の識別・分析用途には使用しない。

10. (運用の全体像)

本仕様書は以下の構成で事業全体を規定する。

- ・ 第1編 基本方針（本編）
- ・ 第2編 設備構築仕様書（設置環境調査・導入計画作成・設置・試験）
- ・ 第3編 監理仕様書（品質・安全管理・総合試験）
- ・ 第4編 クラウド仕様書（クラウド録画・保存期間・ログ管理）
- ・ 第5編 保守仕様書（体制・点検・期間）
- ・ 別紙1 設置箇所一覧
- ・ 別紙2 新設位置図
- ・ 別冊 防犯カメラ映像運用規定（案）

第2編 設備構築仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

本編は、浪江町が実施する防犯カメラシステムの設備構築（設置・設定・試験）に必要な基準、手順および技術条件を定めるものであり、令和8年度の本事業において実施する設置環境調査・導入計画作成・共架申請・本体設置・設定・総合試験等の設備構築全般に適用する。

第2章 構築の基本方針

1. (基本方針)

設備構築は、以下の方針に基づき実施する。

安全性

帰還困難区域における施工の場合は、浪江町および関係機関（復興庁、環境省〔除染・中間貯蔵〕、原子力規制委員会等）の指示に従うこと。

設置位置の適正化

設置位置は、別紙1「防犯カメラ設置箇所一覧」によるものとし、設置環境調査結果に基づき最終承認を得ること。

共架（添架）柱の適切な使用

電柱を使用する場合は、町承認のうえ、電力会社・通信会社等の管理者へ共架（添架）申請を行い、許可後に設置する。

機器性能の確保

高性能カメラ（夜間性能向上型・動体鮮明撮影モデル）およびパノラマ型カメラは、本編第5章に定める技術要件および性能要件と同等以上の性能を有するものとする。

AI機能の制御

AI機能は、防犯カメラ映像の適切な確認及び警察等からの正式な照会への対応に必要な視認性向上を目的とした画質改善用途に限定する。

第3章 設置環境調査・導入計画作成

1. (設置環境調査)

事業者は、町職員立会いのもと設置環境調査を行い、

- ・ 設置角度（15～30度を基準）
- ・ 高さ
- ・ 死角の有無
- ・ 夜間照度
- ・ ケーブルルート
- ・ 共架の可否（見込み）

を確認し、調査結果報告書を提出する。

2. (導入計画の作成)

調査結果に基づき、事業者は以下を含む導入計画書を作成する。

- ・ 取付高さ、角度、画角
- ・ レンズ種別
- ・ハウジング（屋外用）構成
- ・ 電源供給（PoE等）
- ・ 共架（添架）申請に必要な資料
- ・ 通信ルート図
- ・ SDカード退避の設定構成

町はこれを審査し、承認した後に設置に着手できる。

第4章 設置

1. (設置場所)

設置場所は、別紙1及び別紙2「新設位置図」による。事業者は契約後速やかに現地確認を実施し、電柱番号や現地状況といった設置条件等について十分確認すること。設置作業は、町承認の設置位置に従い、安全管理のもとで実施する。

防犯カメラを設置する際には、防犯カメラが設置されている旨の表示を併設すること。表示は、黄色地に赤文字で「町内全域 防犯カメラ作動中」とする。

2. (据付及び調整)

防犯カメラを設置場所に据付け、調整、試験（動作確認及び初期設定等も含む）を実施し、本書に記載する機能を満たした状態で納入・稼働させること。

なお、本業務の履行に必要な賃貸借費用、保守費用、電気料金、通信費、電柱共架（添架）料その他一切の費用は受注者の負担とし、契約金額に含むものとする。賃貸借費用には、防犯カメラ本体、機器収納盤、ルーター、赤外線投光器、プレーカ収納盤その他防犯カメラシステムの運用に必要な機器及び附属設備の賃貸借費用を含むものとする。ただし、消耗品その他法令上又は契約上賃貸借にならないものを除き、賃貸借可能な機器等については原則として賃貸借費用に含めるものとする。

3. (契約期間における対応)

設備構築完了後、令和9年4月1日の運用開始までの期間は、設置した防犯カメラ及び付属品一式については事業者の保証期間とし、運用開始日まで各機器に故障又は不具合が生じた場合は、受注者の責任をもって速やかに修理、交換の対応をすること。また、事業者は、町による検査、関係機関による確認及び運用開始準備に必要な期間を確保できるよう工程を管理し、令和9年4月1日の本運用開始に向け必要な支援を行うとともに、運用開始前の確認結果を「運用開始前確認報告書」として町へ報告するものとする。なお、運用開始に影響を及ぼす事項が確認された場合は、速やかに是正すること。

4. (共架（添架）手続・関係法令手続)

本業務に必要な電柱共架（添架）申請を含む各官公庁、電力会社、通信会社等への諸手続きについては、必要書類を作成し、町の承認を得た後に事業者にて代行すること。

共架（添架）柱：別紙 1 の候補柱を基に選定し、支柱管理者の許可取得後に設置する。

第 5 章 カメラ設置基準（詳細仕様）

（概要）

本事業に使用するカメラは、本章に定める技術要件及び性能要件と同等以上の性能を有するものとし、特定メーカーの採用を義務付けない。

A. 高性能カメラ（夜間性能向上型・動体鮮明撮影モデル）

撮像性能

- ・有効画素数：200 万画素以上
- ・フル HD（1920×1080）以上
- ・最大フレームレート：60fps 以上
- ・最低照度

カラー：0.006Lux 以下

白黒：0.0006Lux 以下

- ・夜間において人物及び車両を鮮明に記録可能であること。
- ・高速シャッターにより、昼夜を問わず、時速 60 km で通過する車両のナンバープレートが判別可能な画質を確保できること。なお、判別は「認識 AI」によるものではなく、「光学性能としての判別」によるものとする。

補正性能

- ・WDR 150dB 以上
- ・ノイズ低減（SSNR／WiseNR 等）対応

- ・逆光補正機能対応
- ・霧除去 (Defog) 対応
- ・歪補正機能 (LDC) 対応

レンズ

- ・C/CS マウント対応
- ・P/DC/iCS アイリス対応
- ・画角及び焦点距離は設置環境調査に基づき町が承認するものとする。

AI 機能

使用可：鮮明化、ノイズ低減、逆光補正、霧除去（映像確認又は警察等からの正式な照会への対応に必要な視認性向上に限る。）

使用不可：顔識別、属性推定、自動追跡、行動解析、外部照合等

耐環境性能

必要に応じ屋外用ハウジングを用い、全体として IP66/IK10 以上の防水・耐衝撃性能を確保する。

記録媒体 (SD カード等)

停電・通信断時は内部記録媒体（例：SD カード等）に自動退避し、回復後にクラウドへ自動同期できること。

B. パノラマ型カメラ

撮像性能

- ・視野角：水平 170° 以上
- ・解像度：5MP 級 (2592×1944 相当) 以上

夜間性能

- ・IR 照射：15m 程度

補正性能

- ・ WDR 対応
- ・ ノイズ低減 (WiseNR II 等) 対応
- ・ 歪補正 (LDC) 対応

耐環境性能

- ・ IP66 以上
- ・ IK10 以上

第6章 通信および接続

(通信条件)

カメラはクラウドサーバーと常時通信できる構成とし TLS1.2 以上による暗号化通信に対応すること。

第7章 試験

1. (夜間試験)

夜間環境において、機器ごとに異なる性能及び通信仕様を踏まえ、各機器の仕様に適合した試験項目及び試験条件を設定の上、確認を行うこと。

2. (総合試験)

設備構築完了後、以下を含む総合試験を実施する。

- ・ 映像の正常記録・再生
- ・ 夜間撮影の良好性
- ・ 通信断からの自動復旧
- ・ SD カード退避→自動同期の確認

- ・ 動体（車両・歩行者）の鮮明記録性能
- ・ クラウドへのアクセスおよびログ取得
- ・ 死活監視の動作確認

町の承認をもって設備構築完了とする。

第8章 その他

（工事写真）

設置前・設置後の作業写真（柱全体、ハウジング、方向）を撮影し提出する。

第3編 監理仕様書

第1章 総則

(目的)

本編は、浪江町が実施する防犯カメラシステムの設備構築に係る品質管理、安全管理、業務監理および総合試験に関する事項を定め、適正かつ確実な施工・監理を実施することを目的とする。

第2章 業務監理

1. (業務監理の基本)

- ア 事業者は、本仕様書および町の指示に従い、適正な施工・監理を行う。
- イ 浪江町は、業務監理として必要な確認、検査及び立会いを行う。
- ウ 浪江町は必要に応じて関係機関と調整し、作業の安全性を確保する。

2. (施工計画書)

事業者は、次の事項を含む施工計画書を提出し、町の承認を得なければならない。

- ・ 踏査結果
- ・ 設計内容
- ・ 工程表
- ・ 共架（添架）申請の状況
- ・ 作業体制及び担当者
- ・ 安全管理体制
- ・ 夜間作業の有無と対応
- ・ 使用機器の仕様

3. (工程管理)

事業者は町の承認を受けた工程表に基づき業務を遂行し、履行期間内に設備構築を完了しなければならない。

第3章 品質管理

1. (品質基準)

設備構築は、次の品質基準を満たすものとする。

- ・映像品質
昼夜を問わず、人物・車両等の動体が鮮明に記録されていること。
- ・設置環境の適合性
風雨、耐候及び耐震の観点から設置が適切であること。
- ・通信の安定性
クラウドへの通信が継続し、断時に自動復旧できること。
- ・退避記録の動作確認
停電及び通信断時に内部記録媒体（SD カード等）に自動退避し、復旧後にクラウドへ自動同期できること。
- ・死活監視の動作
クラウド死活監視のアラートが正しく動作すること。

2. (検査書類)

事業者は、設備構築完了後の検査にあたり、次の書類を町へ提出すること。

- 1 検査結果報告書
- 2 総合試験結果報告書
- 3 工程写真（設置前後の状況、取付金具、方向等）
- 4 共架（添架）許可書（該当箇所）

- 5 使用機器一覧（本編第5章に定める技術要件及び性能要件に適合することを示す資料）
- 6 電力契約、通信契約及びクラウドサービス利用契約その他必要な契約について、契約締結又は利用開始が確認できる書類
- 7 その他町が必要と認める書類

第4章 安全管理

1.（安全管理の遵守）

- ア 事業者は、設備構築に際し、労働安全衛生法その他の法令を遵守する。
- イ 帰還困難区域における施工は、町および関係機関（復興庁、環境省、原子力規制委員会等）の定める安全基準及び立入手続に従わなければならない。
- ウ 町職員の立会いが必要な作業は、必ず事前に調整し実施する。

2.（町による検査）

設備構築完了後、町は事業者立会いのもと検査を行い、検査調書を作成するものとする。

不適合箇所がある場合、事業者は速やかに是正し、再検査を受ける。

第5章 試験

1.（部分試験）

事業者は、以下の試験を実施し、結果を町に報告する。

- 1 昼夜の映像確認（鮮明さ、逆光補正）
- 2 ネットワーク接続確認（クラウドとの通信疎通及び通信安定性）
- 3 内部記録媒体（SDカード等）への退避試験
- 4 IR（赤外線）照射の有効性

5 ハウジング内の防水・防塵確認（IP66 相当）

2.（総合試験）

設備構築完了後、次の総合試験を実施する。

- 1 映像の正常録画・再生
- 2 動体の鮮明撮影（人物・車両等）
- 3 夜間撮影試験（照度不足時の画質）
- 4 通信断／復旧試験
- 5 SD カード退避→クラウド自動同期の動作確認
- 6 クラウド死活監視のアラート動作
- 7 遠隔閲覧（町指定端末）での再生
- 8 ログ取得／操作記録の確認

第6章 書類の保管

（書類保管）

事業者は、本業務により作成した成果品及び関連書類を適切に保管し、町の求めに応じて提出できるようにすること。

第7章 その他

1.（変更の申し出）

工事内容に変更が必要な場合、事業者は速やかに町へ報告し、承認を得なければならない。

2.（責任の範囲）

・本業務委託に係る事業者の責に帰すべき事由による債務不履行に起因して町が損害を被った場合には、町は事業者に対し、当該損害の直接の原因となった本業務委託の契約の金額の相当上限額として、当該損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、事業者の責に帰することができない事由から生じた損害、事業者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた障害及び逸失利益については、事業者は賠償責任を負わないものとする。

・本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務の履行上当然必要と認められる事項については、事業者の責任において実施するものとする。

第4編 クラウド仕様書

第1章 総則

(目的)

本編は、浪江町が運用する防犯カメラシステムのクラウド録画、保存期間、アクセス管理、ログ管理、死活監視等の機能および技術基準を定め、令和9年4月1日の本運用開始に向けて必要な仕様を示すことを目的とする。

第2章 クラウド録画の基本仕様

1. (クラウド方式)

ア 本システムは、クラウド事業者が提供するクラウド録画システムを用いる。

イ 映像データは、クラウド事業者の管理するデータセンター（国内）に保存されるものとする。

ウ 通信は TLS1.2 以上による暗号化通信を用い、第三者が映像を取得できない安全性を確保する。

2. (録画方式)

ア 録画は常時録画（24 時間録画）とし、映像検索の補助等を目的として、動体検知時のイベント記録等の機能を併用する。

イ 録画はカメラから直接クラウドサーバーへ送信する方式とする。

ウ 通信断・停電時は内部記録媒体（例：SD カード等）に自動退避し、回復後にクラウドへ同期すること。なお、同期失敗時又は障害発生時には、再同期に必要な期間保持できるものとする。

エ 録画条件に関する参考情報

- ・ 保存容量及び通信容量の算定に当たっては、次の録画条件を標準的な想定

条件とする。ただし、事業者は、録画映像の保存期間 90 日を満たす範囲で、同等以上の性能を有する方式を提案できるものとする。

- ・録画解像度 : フル HD (1920×1080) 程度
- ・フレームレート : 15fps 程度
- ・圧縮方式 : H. 264 又は H. 265 相当
- ・録画方式 : 24 時間常時録画

第 3 章 閲覧・操作権限

1. (閲覧端末)

ア 映像閲覧は、町が指定した端末に限定する。

イ 事業者は、町指定端末にクラウド閲覧に必要な設定を実施し、令和 9 年 4 月 1 日時点で閲覧可能な状態とする。

2. (アクセス権限の区分)

ア 閲覧権限は「閲覧者」と「管理者」に区分する。

イ 閲覧者は、再生・検索等の通常操作のみ可能とし、AI 設定・削除等の権限は持たない。

ウ 管理者は、町長が指定する職員とし、AI 設定の変更、端末設定およびログ確認が可能である。

3. (ID 管理)

ア 一つの ID を複数人で共有してはならない。

イ パスワードは定期的に変更する。

ウ 退職、異動その他権限を要しなくなった場合は速やかに ID 削除を行う。

第 4 章 AI 設定管理

1. (AI 利用の原則)

AI 機能は、防犯カメラ映像の適切な確認及び警察等からの正式な照会への対応に必要な視認性向上を目的とした画質改善用途に限定し、識別、追跡、属性推定その他の分析用途には使用しない。

2. (AI 制御及び禁止事項)

- 画質改善機能 鮮明化、ノイズ低減、逆光補正、霧除去
- 禁止事項 顔識別、自動追跡、属性推定、人物分類、車両分類、行動解析、境界通過検知（ラインクロス）その他これらに類する分析機能

3. (録画映像の取扱い)

録画映像は原則として記録時の状態で保存するものとし、AI による画質改善処理を実施する場合は、原映像を保持したうえで実施すること。

第5章 保存期間・削除

1. (保存期間)

- ア 録画映像の保存期間は、90 日 とする。
- イ 保存期間経過後の映像データは、クラウドサーバー上で自動削除される。
- ウ 削除済データの復元はできないものとする。

2. (削除操作)

- ア 通常映像は 90 日後、自動削除されるが、定期点検、試験映像の削除、誤記録データの削除その他これらに類する理由により記録された映像について、保存期間による自動削除を待たずに削除する必要がある場合は、管理者は削除理由及び実施者を記録しなければならない。
- イ 削除操作はログとして 90 日以上保持するものとする。

第6章 ログ管理

1. (操作ログの保存)

- ア 映像閲覧・検索・削除・エクスポート等の操作ログはクラウド内で90日以上保存される。
- イ 町は管理画面を通じてログの閲覧・確認ができるものとする。
- ウ ログデータは外部にダウンロードしないことを原則とする（必要時は町承認）。

2. (多要素認証)

クラウド事業者は、多要素認証等の不正アクセス防止措置を講じ、町職員は当該措置を用いてログインする。

第7章 死活監視・安定運用

(死活監視)

- ア 事業者は、カメラおよびクラウド録画サービスの死活監視を行う。
- イ 異常検知時は、事業者から町へ速やかに通知すること。
- ウ 事業者は、原因調査及び復旧対応を行い、又はクラウドサービス提供者による対応状況を把握し、その結果を町へ報告すること。

第8章 セキュリティ

(セキュリティ更新)

クラウド事業者は、脆弱性対策、セキュリティ更新及び監視体制を維持し、安定した運用を確保する。

第9章 その他

(仕様変更)

クラウド仕様に変更が必要な場合、事業者は速やかに町に報告し、町の承認を得なければならない。

第5編 保守仕様書

事業者は、防犯カメラ等の設置後から契約期間終了までの間、防犯カメラ等が正常に稼働するよう保守・管理を行うこととする。

第1章 総則

1. (保守業務を行う機器等の範囲)

防犯カメラシステムの設備に関連する機器及び運用システムの保守業務を対象とする。

2. (保守体制)

- 1 事業者は、システムの正常な稼働状態を持続するため、町と連携して業務を遂行すること。
- 2 事業者は、本仕様書に定める事項に対応するための体制を整え、連絡網等を明示した体制図を作成し町へ提出すること。

3. (定期点検)

設定機器の正常性の把握、確認、報告を行い、装置内外の清掃による環境維持に努めること。

(点検頻度)

年1回 対応時間は平日9時から17時

(点検内容)

- 1 外観確認、付着物除去
- 2 筐体の損傷、ケーブル損傷の有無
- 3 稼働状態確認（装置温度、ファン、通信状態、記録媒体、内部装置の状態）

4. (障害対応)

機器に障害が発生した場合、事業者は、速やかに障害の切り分け、機器の修繕を行い、早急に機能を回復すること。

障害によりシステムの稼働が困難になった場合、事業者は、直ちに障害発生の原因と想定される事由について報告書を町に提出し、障害復旧後は、復旧までの実施内容、実施日時を示した報告書を提出すること。

5. (業務遂行上の留意点)

- 1 事業者は、保守業務の遂行に当たり、システムの運用、設置場所内で行われている他業務の遂行及び設置機器を用いて運用されている電算システム等の運用を妨げてはならない。ただし、次項2に該当し、町の指示があった場合はこの限りではない。
- 2 事業者は保守業務の遂行上、設置機器の通電を停止する必要がある等の事由により、システム等の運用を停止しなければならない場合は、事前に町へ報告し、当該業務実施日程について町の指示を受けるものとする。
- 3 保守業務遂行により生じた廃棄物等については、事業者が法令に則り適切に対応する。

6. (保守業務の従事者)

保守業務を遂行する上で、作業内容が法令等の定める有資格者でなければこれを実施することができないものについて、事業者は当該作業に必要な資格を有する者を従事者として選定し、その作業にあたらせるものとする。

第2章 保守業務期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日とする。

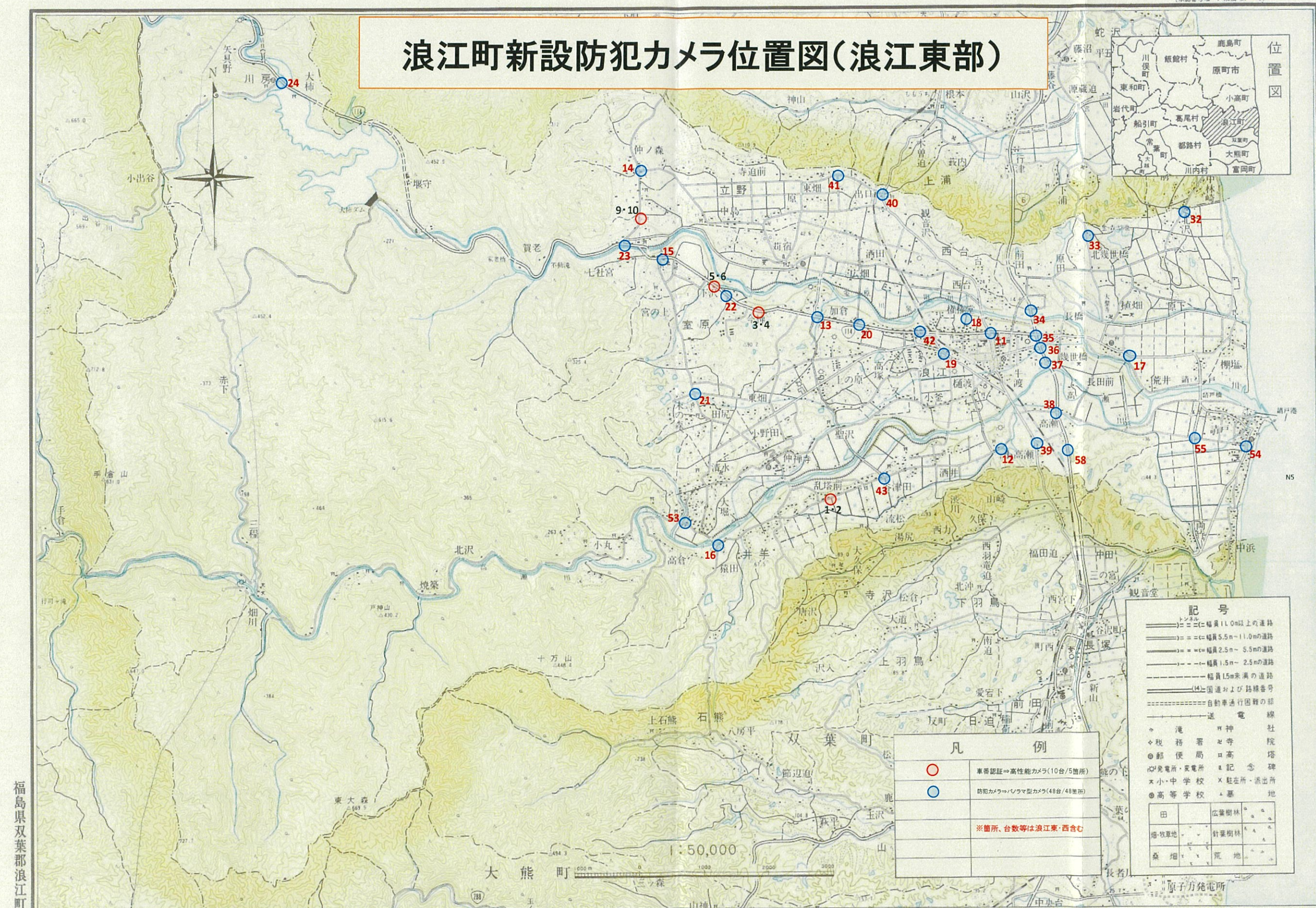
別紙1 防犯カメラ設置箇所一覧

位置図 番号	種類	設置箇所	支柱管理者	共架柱等	設置理由
1	高性能カメラ	谷津田字愛宕前	東北電力	井出93 大堀線84	主要道路区境境に設置
2					
3	高性能カメラ	室原字今神	東北電力	室原線36	主要道路区境境に設置
4					
5	高性能カメラ	室原字八龍内	東北電力	室原線54 南1	主要道路の交差点に設置
6					
7	高性能カメラ	羽附字羽附	東北電力	09 14-70	町境に設置
8					
9	高性能カメラ	立野字駒場	東北電力	沢上線11東1 菊留線4/6/62	町境から主要道路に繋がる箇所に設置
10					
11	パノラマカメラ	権現堂字新町	NTT	NTT上町12 道路案内看板に添架（共架柱候補なしのため）	主要道路からの主な分岐点に設置
12	パノラマカメラ	酒井字丈六	東北電力	酒井線11 酒井線11南1	制限区域、解除区域境に設置
13	パノラマカメラ	加倉字柴田	東北電力	菊野37左1 柴田線2	主要道路網からの主な分岐点に設置
14	パノラマカメラ	立野字関ノ倉	東北電力	沢上線22 23	主要道路網からの主な分岐点に設置
15	パノラマカメラ	室原字町	東北電力	室原線74	主要道路網からの主な分岐点に設置
16	パノラマカメラ	井手字北川原	東北電力	大堀線120	主要道路網からの主な分岐点に設置
17	パノラマカメラ	北幾世橋字田尻	東北電力	柳塩線62-A 63	人口密集地に至る主要交通路等に設置
18	パノラマカメラ	権現堂字上川原	東北電力	本城線50北8	人口密集地に至る主要交通路等に設置
19	パノラマカメラ	権現堂字矢沢町	東北電力	六福線22 六福線22北1	人口密集地に至る主要交通路等に設置
20	パノラマカメラ	加倉字下加倉	東北電力	菊野22右1 川添線30	主要道路網からの主な分岐点に設置
21	パノラマカメラ	末森字八合田	東北電力	末の森線1 瀬戸線1	主要道路網からの主な分岐点に設置
22	パノラマカメラ	室原字八龍内	東北電力	室原線51	主要道路網からの主な分岐点に設置
23	パノラマカメラ	室原字七社宮	東北電力	室原線89	主要道路網からの主な分岐点に設置
24	パノラマカメラ	川房字大柿	東北電力	外浪津230A左1	主要道路網からの主な分岐点に設置
25	パノラマカメラ	川房字大柿	東北電力	大柿線24	主要道路から住宅地へ繋がる分岐点に設置
26	パノラマカメラ	昼曽根字昼曽根	NTT	NTT浪江津島270-1、271に添架（共架柱候補なしのため）	町境からの主な入町箇所に設置
27	パノラマカメラ	赤宇木字塩堤	東北電力	津島幹線171-東1	主要道路網からの主な分岐点に設置
28	パノラマカメラ	下津島字神田	東北電力	浪江～津島466 浪江～津島F20-1	主要道路網からの主な分岐点に設置
29	パノラマカメラ	下津島字原	東北電力	津島線257	主要道路から住宅地へ繋がる分岐点に設置
30	パノラマカメラ	津島字大高木	東北電力	前沢線74	主要道路網からの主な分岐点に設置
31	パノラマカメラ	津島字下谷津	東北電力	14 TK 8-14-2 手七郎線6北1	主要道路網からの主な分岐点に設置
32	パノラマカメラ	柳塩字北棚	NTT	NTT 北沢68 67 66に添架（共架柱候補なしのため）	町境からの主な入町箇所に設置
33	パノラマカメラ	北幾世橋字権現下	東北電力	藤橋線 82北16 82北14	町境からの主な入町箇所に設置
34	パノラマカメラ	藤橋字原	東北電力	電力柱番号未確認	主要道路網からの主な分岐点に設置
35	パノラマカメラ	幾世橋字知命寺	NTT	NTT幾世橋一9左8左1 NTT元町21に添架（共架柱候補なしのため）	主な入町箇所から人口密集地等に至る主要交通路等に設置
36	パノラマカメラ	幾世橋字田中前	東北電力	舞台東線21北1	主な入町箇所から人口密集地等に至る主要交通路等に設置
37	パノラマカメラ	幾世橋字齊藤屋敷	東北電力	高瀬線41北1	主要道路網からの主な分岐点に設置
38	パノラマカメラ	高瀬字根木内	東北電力	高瀬1左16-1 高瀬線24、24東A	主要道路から住宅地へ繋がる分岐点に設置
39	パノラマカメラ	高瀬字西原	東北電力	堤内線19 長塚線13	町境からの主な入町箇所に設置
40	パノラマカメラ	立野字出口	東北電力	東畑41右A1 東畑41右1	町境からの主な入町箇所に設置
41	パノラマカメラ	立野字東畑	東北電力	立野線38	町境からの主な入町箇所に設置
42	パノラマカメラ	権現堂字南宮上	東北電力	川添線8東2	主要道路から住宅地へ繋がる分岐点に設置
43	パノラマカメラ	谷津田字宮前	東北電力	井出62	主要道路網からの主な分岐点に設置
44	パノラマカメラ	昼曽根字尺石	東北電力	浪江津島321	主要道路網からの主な分岐点に設置
45	パノラマカメラ	赤宇木字中平	東北電力	白追線18-A	住宅に向かう町道分岐点に設置
46	パノラマカメラ	南津島字下冷田	東北電力	沢先線35	主要道路網からの主な分岐点に設置
47	パノラマカメラ	下津島字牛ノ舌	東北電力	浪江～津島508 小阿久登1	主要道路網からの主な分岐点に設置
48	パノラマカメラ	津島字仲野作	東北電力	手七郎分線41	主要道路網からの主な分岐点に設置
49	パノラマカメラ	赤宇木字手七郎	NTT	NTT手七郎二13に添架（共架柱候補なしのため）	町境からの主な入町箇所に設置
50	パノラマカメラ	津島字水境	東北電力	赤坂線36北8西1	町境からの主な入町箇所に設置
51	パノラマカメラ	津島字岩下	東北電力	岩下支線32	主要道路網からの主な分岐点に設置
52	パノラマカメラ	羽附字羽附	東北電力	岩下線79	町境からの主な入町箇所に設置
53	パノラマカメラ	大堀字近江前	NTT	NTT大堀一90右1に添架（共架柱候補なしのため）	主要道路網からの主な分岐点に設置
54	パノラマカメラ	請戸字新町	東北電力	魚市場線16-B 16-A	主要道路から漁港等施設に繋がる箇所に設置
55	パノラマカメラ	請戸字高田町	東北電力	柳塩線101 100	主要道路の交差点に設置
56	パノラマカメラ	南津島字広谷地	東北電力	広谷地線44北2東1	町境からの主な入町箇所に設置
57	パノラマカメラ	赤宇木字白追	東北電力	白追分線79-北2	町境からの主な入町箇所に設置
58	パノラマカメラ	高瀬字小高瀬廻	浪江町	町案内看板柱に添架（共架柱候補なしのため）	町境からの主な入町箇所に設置

【カメラ種類】 ・高性能カメラ 5箇所 10台
 ・パノラマ型カメラ 48箇所 48台
 【支柱候補】 ・東北電力 46本
 ・NTT 6本
 ・浪江町 1本 計 53本

別紙2 令和8年度 新設位置図

浪江町新設防犯カメラ位置図(浪江東部)

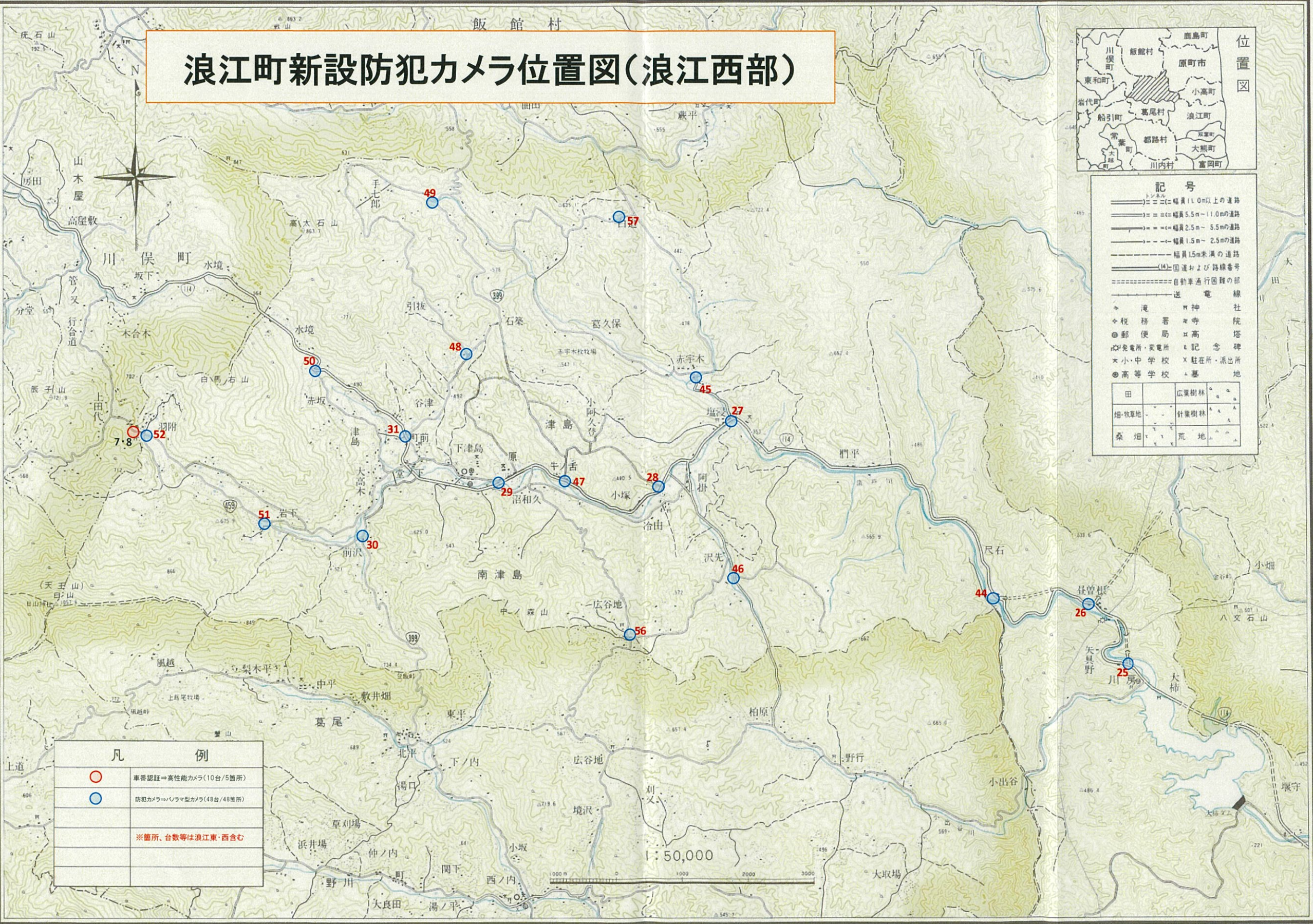


福島県双葉郡浪江町

新日本航測株式会社調製

別紙2 令和8年度 新設位置図

浪江町新設防犯カメラ位置図(浪江西部)



記号

——	幅員11.0m以上の道路
——	幅員5.5m～11.0mの道路
——	幅員2.5m～5.5mの道路
——	幅員1.5m～2.5mの道路
——	幅員1.5m未満の道路
——	国道および路線番号
——	自動車通行困難の部
——	送電線
●	神社
●	税務署
●	郵便局
●	発電所・変電所
●	記念碑
●	小・中学校
●	高等学校
●	駐在所・派出所
●	墓地

田	広葉樹林
畑・牧草地	針葉樹林
桑畑	荒地

凡 例

●	車番認証⇒高性能カメラ(10台/5箇所)
●	防犯カメラ⇒パナソニック型カメラ(48台/48箇所)
※箇所・台数は浪江東・西含む	

福島県双葉郡浪江町

平成6年11月

新日本航測株式会社調製

別 冊

防犯カメラ映像運用規程（案）

（浪江町）

クラウド型防犯カメラシステム

令和 9 年 4 月 1 日 施行

第 1 章 総則

（目的）

本規程は、浪江町が設置し運用するクラウド型防犯カメラシステムについて、防犯の推進、安心安全の確保、事故・事件等の検証に資することを目的として、映像データの適正な取扱いおよび管理に関する必要事項を定める。

（適用範囲）

- 1 本規程は、次に掲げる機器およびデータに適用する。
 - （１）高性能カメラ（夜間性能向上型・動体鮮明撮影モデル）
 - （２）パノラマ型防犯カメラ
 - （３）クラウドサーバーに保存される録画映像・スナップショット
 - （４）ネットワーク断時に内部記録媒体（例：SD カード等）へ退避したデータ
- 2 本規程は、浪江町職員および町が委託する事業者に適用する。
- 3 警察その他の捜査機関は本規程による運用主体には含まれない。なお、警察等から映像提供の要請があった場合の取扱いは、第 4 章の定めによる。

(基本原則・国の指針)

防犯カメラ映像の取扱いに当たっては、次の原則に従う。

- 1 最高裁判所昭和 44 年 12 月 24 日判決により示された「みだりに容ぼうを撮影されない人格的利益」を尊重すること。
- 2 総務省・経済産業省『カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0 (令和 4 年 3 月)』に示された撮影目的の正当性、必要性、相当性、プライバシー保護の考え方を踏まえ適正に運用すること。
- 3 目的外利用を行わず、住民の権利利益を侵害しないこと。

第 2 章 AI 機能の取扱い

AI 機能の利用は次のとおりとする。

- 1 使用を認める AI (画質改善目的のみ)
 - (1) 鮮明化
 - (2) ノイズ低減 (SSNR・WiseNR 等)
 - (3) 逆光補正 (WDR)
 - (4) 霧除去 (Defog)
- 2 使用を禁止する AI
 - (1) 顔識別
 - (2) 人物・車両の属性推定 (プロファイリング)
 - (3) 自動追跡
 - (4) 行動解析 (侵入検知、徘徊分析等)
 - (5) 外部データベース照合 (車両番号等との照合を含む)
 - (6) 人物分類
 - (7) 車両分類
 - (8) 境界通過検知 (ラインクロス) その他これらに類する分析機能
- 3 AI 設定の変更は町長が指定する管理者および事業者 (保守担当) のみが行い、閲覧者は AI 設定を変更してはならない。

(捜査協力における例外的利用)

警察その他の法令等に基づく照会を行う行政機関等から正式な文書照会があり、町長又は町長が指定する職員が必要と認めた場合においても、AI 機能の利用は前項第 1 号に定める画質改善機能の範囲に限る。

処理は町の管理下で実施し、利用理由、照会文書、実施日時及び操作実施者を記録するものとする。

外部クラウドサービスその他第三者が提供する AI サービスへ映像データを提供してはならない。

第 3 章 保存・削除

- 1 映像データの保存期間は、90 日 とする。
- 2 保存期間経過後の映像データは、クラウドサーバーにおいて自動削除され、復元できない方式とする。
- 3 保存期間の正式値は契約締結時に確定し、必要に応じて本規程を改訂する。
- 4 手動削除を行う場合、管理者は理由および実施者を記録し、削除操作はログとして 90 日以上保存するものとする。

第 4 章 外部提供

（警察照会への対応）

- 1 防犯カメラ映像は原則として外部提供を行わない。
- 2 警察その他の法令等に基づく照会を行う行政機関等からの正式な文書照会（捜査関係事項照会書等）があった場合、必要な範囲で提供できる。提供の可否は、町長又は町長が指定する職員が承認するものとする。
- 3 提供時は以下を記録する。
 - （1）提供日時
 - （2）提供者
 - （3）提供対象の映像
 - （4）提供理由
 - （5）照会文書番号
 - （6）使用した AI 補助機能の有無
- 4 外部提供に係る記録は 90 日以上保管する。

第5章 アクセス管理・ログ管理

(閲覧権限)

- 1 閲覧権限は町長が指定する職員に限る。
- 2 IDの共有は禁止する。
- 3 退職・異動時は速やかに権限を削除する。

(ログ管理)

- 1 閲覧・検索・削除・出力等の操作ログは、クラウドサーバーで90日以上保存されるものとする。
- 2 町指定職員はログの確認を行う。

第6章 責務

町は、防犯カメラ映像運用規程を遵守し、防犯カメラ映像の適正な管理及び外部提供の判断に責任を負う。

事業者は、保守及び障害対応を適切に実施するとともに、防犯カメラ映像運用規程を遵守しなければならない。

第7章 施行日

本規程は 令和9年4月1日 に施行する。